

平成23年第6回玉城町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 平成23年 9月 2日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 9月 9日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君	2番 中 野 勇 君
3番 山 本 静 一 君	4番 北 川 雅 紀 君
5番 鈴 木 加奈子 君	6番 小 林 豊 君
7番 前 川 隆 夫 君	8番 風 口 尚 君
9番 川 西 元 行 君	10番 中 瀬 信 之 君
11番 山 口 和 宏 君	12番 奥 川 直 人 君
13番 高 木 市 郎 君	14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 な し

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君	副 町 長 中 郷 徹 君
教 育 長 山 口 典 郎 君	会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君
総 務 課 長 大 南 友 敬 君	税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君
生活福祉課長 林 裕 紀 君	建 設 課 長 松 田 幸 一 君
上下水道課長 東 博 明 君	病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君
教育事務局長 中 西 元 君	総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君
産業振興課長 田 間 宏 紀 君	政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君
教育委員長 加 藤 禎 一 君	監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君	同 書 記 宮 本 尚 美 君
同 書 記 内 山 治 久 君	

平成23年第6回玉城町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月9日午前9時開議

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

- 第 2. 議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 3. 議案第 40 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 4. 議案第 41 号 平成 22 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 5. 議案第 42 号 平成 22 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 6. 議案第 43 号 平成 22 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 7. 議案第 44 号 平成 22 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 8. 議案第 45 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 9. 議案第 46 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）
- 第 10. 議案第 47 号 平成 22 年度玉城町病院事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第 11. 議案第 48 号 平成 22 年度玉城町水道事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第 12. 議案第 49 号 平成 22 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第 13. 議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について（討論・採決）
- 第 14. 議案第 51 号 町税条例等の一部改正について（討論・採決）
- 第 15. 議案第 52 号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 16. 議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）（討論・採決）
- 第 17. 議案第 54 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（討論・採決）
- 第 18. 議案第 55 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）

- 第 19. 議案第 56 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 20. 議案第 57 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 21. 議案第 58 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 22. 議案第 59 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 23. 請願第 3 号 「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願書（追加議案）
- 第 24. 請願第 4 号 「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書（追加議案）
- 第 25. 請願第 5 号 「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願書（追加議案）
- 第 26. 請願第 6 号 「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書（追加議案）
- 第 27. 発議第 6 号 「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める意見書（案）（追加議案）
- 第 28. 発議第 7 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

開議の宣告

（午前 9 時 03 分開議）

○議長（小林 一則） 只今の出席議員数は、14 名で定足数に達しております。

よって、平成 23 年第 6 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 120 条の規定により議長において

5 番 鈴木 加奈子 君

6 番 小林 豊 君

の 2 名を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし日程第 13 議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の、

委員長報告を求めます。予算決算常任委員会 委員長 高木市郎君

○委員長（高木市郎）議長より、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたのでご報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第 39 号 平成 22 年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について並びに議案第 53 号平成 23 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)ないし議案第 59 号平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号)の委員会審査を去る、9 月 7 日午前 9 時より第 4 会議室において、町長・副町長・教育長・関係課長 並びに関係室長及び関係課長補佐の出席と、議長の同席のもと委員 13 名全員により審査を実施いたしました。

議員各位におかれましては、全員の出席でございましたし、また審査の状況は、ケーブルテレビで放映されておりましたので、詳細についての報告は、会議録を ご高覧賜るということで省略させていただきます。

それでは一括議題となっております議案第 39 号ないし議案第 50 号までの審査結果の報告をいたします。

初めに議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたしました。質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 40 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論を終了し、採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 41 号 平成 22 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 42 号 平成 22 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑・討論はな採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 43 号 平成 22 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 44 号 平成 22 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 45 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 46 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 47 号 平成 22 年度玉城町病院事業会計決算の認定につきましては 質疑を終了し討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 48 号 平成 22 年度玉城町水道事業会計決算の認定につきましては、質疑を終了し討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり認定されました。

次に議案第 49 号 平成 22 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上が、委員会に付託されました議案第 39 号ないし議案第 50 号についての委員会審査の報告でございます。宜しくお願いいたします。

以上で 委員長報告は終わりました。

この際、委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。これに、「ご異議」ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより 各議案ごとに、討論・採決を行います。

まず、議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん

○5 番(鈴木加奈子) 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対の討論をいたさせていただきます。政治姿勢というような観点で見てまいりたいと思えます。一般会計に関わります、他の予算に影響することになります。宜しく願いした

と思います。お金を積立てれば積立てるほど良いというわけではありません。町の会計というものはやはり単年度主義、総計予算主義、その立場に立って運営をするべきであろうとこのように思っております。ですから差し引きの余りを多額に出すというそういうやり方に問題があったと思っております。この間、多くの町民のみなさんからは子どもの医療費に無料制度を中学校卒業まで拡げてほしいという要望は強くございましたし、委員会としても意見の取り纏めもして参ったところでございました。けれども、これについては実現をされないまま今日まで至っております。年間1千500万円程度あれば、中学校卒業までの医療費無料化ができるものを何故それができないのかと非常に問題であると思っております。また、国民健康保険会計に対しましては、これは福祉制度であるにもかかわらず、お金を貸すというようなことを重ねてまいりました。その為に平成22年度は1千万円の返還を求め、また平成23年度、9月の段階でございましてのに3千万円も返還を求めるといこういう状態になりました。医療費の推計は確かに難しいです。けれども国や県に対しましては、医療費が少なかった時には、翌年度に返還をするわけでございます。ですから、その分はやはり国保料の引き下げに力を尽くすべきだと、このように思っております。払いたくても払えないという状況の人が年々増えてきておまして、会計自体も大変なことになるのではないかと案じておるところでございます。どの程度厳しい状態が生まれているかということ町長ご自身がしっかりとキャッチをしていただきたい。医療費等の費用額一人あたりで見ますと県下29市町の中で下から7番目です。世帯当たりの保険料は高い方から5番目という、こういう異例な状況が平成21年度の決算で見ても表れておりますが、平成22年度、23年度とこれはまた拡がっていくのではないかとこのように思うところでございます。玉城町が世帯当たり19万2,545円の保険料でございますが、明和町と比べますと約3万円も高い、多気町と比べましても4万3千円程高い、松阪市と比べても2万8千円高い、伊勢市と比べても1万2千円程高い、津市と比べましても3万円余り高いと、このような状態です。県平均で見ましても、2万円を超えて高くなっています。こういう現状の中でやはり、払にくい、払いたくても払えない。こういった人を生んでいるのではないか。それであれば、被用者保険の場合には、50%を雇用主が持つわけでございます。今、国が、負担金を随分と減らしてきておまして、以前でしたら、50%程度の国の負担がありましたのにも関わらず、今は25%を切っています。こういうときでございますので国に対する運動は私どもしておりますし、町長さんもおられると伺いましたが、これが成るまではやはり一般会計で福祉施策の一つとして、その位置付けで負担をしていく。その方向が必要なのではないかと思います。財調基金と町債基金で合わせますと、この平成23年度の既に2億6千万円を基金積立を致しますので、多額に至っております、16億6千万になりのではないかと思います。こういう事態が起こっております。やはり総計予算主義の立場からおきまして、地方自治体の仕事は住民の福祉の向上、前進。こ

れが玉城町の成すべき仕事でございます。その立場に立って仕事はするべきだと思っております。また、水道会計におきましても、県に対してきちっと対応していただきたい。このように思うところでございます。料金をいただいております金額の15倍を超えて、水道会計からの支出をしているという。このような異常な会計の有り方はとても問題であると思います。そんな余裕があるんだったら町民の水道料金の引き下げにこそ回すべきだと思います。また、大震災がありまして、この安全対策が求められている時でございます。そういう時でございますので、平成22年度の決算の中では想定ができなかったと致しましても、もう既に東海、東南海、南海地震の連続で起こるのではないかということが云われておる中でございますので県の示しておる中での液状化現象によりまして、避難場所に設定しております有田の小学校、田丸の小学校、ここも非常に危険な所であるということが予想されております。それであるならばやはり地区、集会施設等をきちっと整備をしていく。こういうことも大事ではないかと思ひますし、もし、仮に各小学校に避難をする人を収容する事態が起りました時、やはり給食施設、これがあるかどうかということで設定したと、当局の文章の中にも書かれておりますが、委託業務をしておりまして、ここに通っておられる方が玉城町の方ではありません。委託を受けた会社が、この雇われた方々でございます。町の職員だからこそ、ご自分の家族が被災いたしましても、町民のために力を尽くす。この姿が東日本の津波の中でも報じられておりました。もっと玉城町の職員の値打ちというものをしっかりと掴み取っていただきたいと思ひます。何かのときには、出てきていただかなければならないし、出ていくべきと職員ご自身も考えておられる。そういう方たちに調理の場に立っていただきたいと思ひます。決算委員会の席で何を勘違いされたのか、教育長が相当熱り立っておられたように思ひますが、あの時みなさんで出向きましてお話を伺ったのは、そういうところを聞きにいったのではありません。委託というものは大変危険なことになるわけでございますので、それをカバーするために、例えば栄養士さんが午前中は白衣を付け、帽子を付けて調理室に入らっしゃることも栄養士さんから伺いました。あの中ではっきり致しましたのは、やはり労働局からの指摘を受けたら完全にきちんとした委託にしなければなりません。偽装請負という姿でずるずると行くというわけにはいかないわけです。ですから、みなさんが心配されて行かれたんですけど、安全を保つために偽装状態になっているということが明らかになってよく分かりましたと帰ってきたわけでございます。今後この問題については引き続きまして取組んでまいります。やはり福祉の向上、町民の安全、こういったことに力を尽くしていただきたいと思ひますし、職員の数を減らせばいいというものではないということも、大きな震災の中で明らかにもなったところでございます。町長さんご自身が「暮らし満足度ナンバーワンを目指して」とこのように銘打っておられるんです。素晴らしいことだと思ひます。これを看板だけにせず本当に中身のあるものにしていくためにご努力をしていただきたいと願ひまして反

対討論とさせていただきます。宜しくお願ひいたします。

○議長（小林一則）次に、賛成討論の発言を許します。6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）単年度主義、総計予算主義は理解するところではございますが将来展望を考えますとこれから宮川用水下水道事業の償還が始まってまいります。この償還というのは多額なものであります。やはり備えるべきところは備え、この先これまでの住民サービスの低下に繋がらないためも、基金に積んでいくというのは必要不可欠だと考えます。できる限り切り詰めた財政運営を心掛けた平成22年度玉城町一般会計歳入歳出決算については賛成の立場で討論に替えさせていただきます。宜しくお願ひします。

○議長（小林一則）次に反対討論の発言を許します。これにて討論を終結いたします。これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに 賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第40号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第41号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第42号 平成22年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 43 号 平成 22 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 44 号 平成 22 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 45 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 46 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 47 号 平成 22 年度玉城町病院事業会計決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号 平成 22 年度玉城町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号 平成 22 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 14 議案第 51 号 町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、討論・採決を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。5 番 鈴木加奈子さん

- 5 番 (鈴木加奈子) 国が決めてきたこととして提案説明がありました。町税条例等の一部改正についてでございます。しかしながら地方自治体で採決をとるものでございますので、あえて反対の討論の立たせていただきます。税制調査会におきましても以前より株式の配当所得、或いは譲渡所得について税率、これは元に戻すべきだと、率を低減するということが問題があるという意見も相当あったところでございます。私はそれをまた平成 23 年 12 月 31 日から 2 年間の延長をして平成 25 年 12 月 31 日までということで提案をしまりました。反対の討論とさせていただきます。

- 議長 (小林一則) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 15 議案第 52 号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、討論・採決を行います。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に 日程第 16 議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）ないし日程第 22 議案第 59 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について を、一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案につきましても、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の、委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 高木市郎君

○**予算決算常任委員長（高木市郎）**ただいま一括議題となっております議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）ないし議案第 59 号平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の審議結果を報告いたします。

始めに議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）につきましても審議をいたしました。本議案につきましてもは質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に議案第 54 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてもは質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手多数」で原案のとおり可決されました。

次に議案第 55 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑討論はなく 採決の結果「挙手全員」で原案のとおり 可決されました。

次に議案第 56 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第 57 号 平成 23 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第 58 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑を終了し、討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に議案第 59 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては質疑・討論はなく採決の結果「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました、議案第 53 号ないし議案第 59 号の審査結果の報告でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（小林一則） 以上で予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

この際予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。これに、「ご異議」ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑を省略いたします。

これより、各議案 ごとに討論・採決を行います。

まず、議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号 平成 23 年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします

これより、本案を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審査を行います。

日程第 23 請願第 3 号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める請願書ないし日程第 26 請願第 6 号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書を一括議題といたします。

ただちに、紹介議員 中瀬信之君の趣旨説明を求めます。紹介議員 中瀬信之君

○10 番（中瀬信之）請願第 3 号ないし請願第 6 号の紹介議員は東谷富雄議員と私であります。提出者は三重県度会郡連絡協議会会長 間井直行、三重県度会郡校長会会長 竹郷秀樹、三重県教職員組合度会支部 越賀弘幸であります。それでは請願第 3 号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願について趣旨説明をさせていただきます。

政府は、地域主権の確立にむけ、補助金のあり方を見直し「一括交付金」化をすすめています。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。義務教育はすべて国が責任をもっておこなうべきものであり、未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことであり、義務教育費国庫負担制度により保障されなければなりません。地方の財政状況に影響されることのないよう全額国負担すべきです。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続および全額国負担を強く切望するものです。

続きまして請願第 4 号「保護者負担の軽減と修学・修学支援に関わる制度の充実」を求める請願書について趣旨説明をさせていただきます。

経済・雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えています。日本の教育支出における私費負担率は OECD 加盟国のなかで非常に高く、OECD 平均を大きく上回っています。このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」「働きたくても働けない」という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金制度の改善」「就労支援の充実」等がすすめられ、一定の成果があります。

しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではありません。授業料は無償となったものの入学料・教材費等の保護者負担が多いこと、就学援助の受給者が増加し、中途退学、進学を断念せざるを得ない子どもの増加等の課題があります。

以上のような理由から、すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、保護者負

担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

続きまして請願第5号「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願書について趣旨説明をさせていただきます。

2010年8月、文部科学省は10年ぶりに「小・中学校の少人数学級の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛りこまれた「教職員定数改善計画」を策定しました。加配制度の改善ではなく、基本となる教職員定数の改善がされたことは意義あることです。職員や養護教諭の増員、スクールカウンセラーの配置等、抜本的な定数改善を求める意見もありました。

日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は、OECD加盟国のなかで最低レベルの3.3%となっており、OECD平均4.8%には程遠い実態があります。山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、教育予算の拡充が必要です。OECD平均以上となるよう、求めていかなければなりません。

以上のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

4件目の請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書について趣旨説明をさせていただきます。

三重県に最も大きな影響を与える東南海・南海地震が今後30年以内に発生する確率は、60%～70%ということがあきらかになっています。3つの地震が連動して発生したときの地震規模は、マグニチュード8.7以上になると予測されています。

学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には避難場所となる等、重要な役割を担っています。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があります。巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

また近年、交通事故、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事故や事件があとをたちません。保護者、地域の人々が連携を強め、集会の開催、通学路の安全確保等、さまざまなとりくみがすすめられています。

子どもたちの安全・安心の確保にむけ、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければなりません。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

以上4件の請願趣旨説明とさせていただきます。なにとぞご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（小林一則）以上で、紹介議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

只今、議題となっております請願第3号ないし請願第6号については、会議規則第9条第2項の規定により 委員会付託を省略いたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、各請願 ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本請願は採択することに決しました。

次に、請願第4号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本請願は採択することに決しました。

次に、請願第5号「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本請願は採択することに決しました。

次の請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める請願書の質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、本請願は採択することに決しました。

（午前 9時55分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（小林一則）再開いたします。休憩前に引き続きまして本会議を続けます。

次に、日程第27発議第6号TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める意見者（案）についてを議題と致します。

只今、議題となりました意見書（案）につきましては、2件提出されております。同一議題でありますので、一括議題と致します。それでは、これより、提出者に趣旨説明を求めます。

まず始めに、意見書（案1）について、提出者鈴木加奈子さんより説明を求めます。
提出者 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子）先にこの議案につきまして、採決をいただきまして、採択されたその文面そのままでございますので読ませていただきます。

「T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める意見書

政府は、例外なしの関税撤廃を原則とするT P P（環太平洋戦略的経済連携協定）について、昨年11月9日、「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始」すると表明されました。

日本がT P Pに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアからの農産物輸入も完全自由化されることは避けられません。それによって、農水省の試算によっても、米の生産は9割減少、食糧自給率は40%から14%へ低下、農林水産業及び関連産業で8兆4千億円の生産減、350万人の雇用が失われ、我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受けることとなります。

これからの時代は、地球環境の保全と、食料の安全・安定供給の面からの食糧自給率向上が切実に求められる時代であります。その観点からも、T P P参加はこの方向に全く逆行するものであり、国民の生命を守るという点でも重大問題だと考えます。

T P Pへの参加は、外国人の看護師・介護士などの受け入れ、金融やサービス分野での外国企業への無秩序な開放なども迫られます。一部の輸出大企業の利益と引き替えに、国民の命やくらしを売り渡し、「国のかたち」を大きく変えてしまうものです。

以上のような理由から、本町議会は国に対して、日本の農林漁業と地域経済を壊滅させるT P Pには参加しないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

このT P Pというのは関税の問題だけではなく、関税に関係のない非関税障壁も取り除いてしまうということになりますので、農産物の問題だけではなくて大変な問題をはらんでおります。お医者さんの団体でございます、医師会も反対の表明をしているというのもそのあたりからだと思っております。宜しく願いいたします。

○議長（小林一則）次に、意見書案2について提出者小林豊君より説明を求めます。
提出者 小林 豊君

○6番（小林 豊）議長より趣旨説明をもとめられましたので、説明させていただきます。只今議題となっております。発議第8号 「T P P（環太平洋戦略的経済連携

協定)に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める意見書(案)については請願が採択されたことに伴い意見書を政府関係機関に提出することには賛成いたしますが、意見書の内容が仮定的かつ過激な文章であるので、玉城町議会として相応しい意見書に改めたいと思ひ議長に意見書案を提出した次第であります。只今から意見書を朗読いたします。

『T P P (環太平洋戦略的経済連携協定)に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める意見書』

政府は例外なしに関税撤廃を原則とするT P P (環太平洋戦略的経済連携協定)について昨年11月9日「国内環境を早急に整備し、関係国との協議を開始する」と表明しました。

日本がT P Pに参加することになれば、農業大国であるアメリカやオーストラリアなどからの農産物輸入も完全自由化されることは避けられませんし、その影響で我が国の農林水産業や一次産業を主産業とする地域社会は大きな打撃を受けることになります。

しかし一方で、自動車や機械産業、電気電子といった基幹産業の分野において我が国の製品が海外で市場シェアを失い、関連産業を含めて大きな損失を受けることも予想されますが、玉城町は農業が基幹産業でありますし、これからの時代は、地球環境の保全と、食料の安全・安定供給の面からの食料自給率向上が切実に求められる時代でもあります。

この観点からも、T P P参加はこの方向には沿っておらず、国民の生命を守るという点においては慎重にならなければなりません。

以上のような理由から、本町議会は国に対して、日本の農林漁業と地域経済に影響を及ぼすT P Pには参加しないことを強く要望します。

わたくしも国策なきT P Pへの参加は反対の立場であることを申し上げ、先の意見書とどちらが玉城町議会として、議員として相応しいかご判断いただきご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(小林一則) 説明は終わりました。これより両意見書について質疑は一括して行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

以上で質疑を終了いたします。

続いて一括して討論を行います。

まず(案1)に対する反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

次に（案２）に対する反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。

これより、意見書（案）ごとに採決いたします。

まず始めに、鈴木加奈子さんから提出されました意見書（案１）について、賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

挙手少数であります。

よって、意見書（案１）は否決とされました。

次に小林豊君から提出されました意見書（案２）について賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、意見書（案２）は可決されました。

只今、採択となりました意見書につきましては、後刻関係機関に提出いたしますからご了承願います。

（午前 10 時 37 分 休憩）

（午前 10 時 38 分 再開）

○議長（小林一則）再開いたします。次に日程第 28 発議第 7 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「ご異議なし」と認めます。

よって 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 39 分 休憩）

（意見書配布）

（午前 10 時 40 分 再開）

○議長（小林一則）再開いたします。

只今、「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める意見書ないし「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書が提出されました。

この際、発議第 8 号ないし発議第 11 号を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 8 号ないし発議第 11 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。お諮りいたします。

発議第 8 号ないし発議第 11 号については、趣旨説明、質疑を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、趣旨説明、質疑は省略することに決しました。

これより、各意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第 8 号「義務教育費国庫負担制度の存続と、全額国負担」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 9 号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 10 号『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 11 号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実」を求める意見書の提出についての討論を行います。

それでは反対討論の発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

只今、可決されました意見書については後日関係方面へ提出いたしますので、ご了承願います。

これをもって、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了いたしました。

よって平成 23 年第 6 回 玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。

これに、「ご異議」ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「ご異議なし」と認めます。

よって今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これにて、平成 23 年第 6 回玉城町議会定例会を閉会いたします。閉会にあたり、町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

(閉会の挨拶)

○町長（辻村修一）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。本定例会の全ての議案につきまして、慎重なるご審議を賜りご承認いただきましたこと厚くお礼を申し上げます。議員のみな様には任期満了最後の定例会でございました。改めて本日までのご指導ご鞭撻にお礼を申し上げる次第でございます。おかげさまで玉城町政、順調に推進をさせていただくことができました。心から重ねてお礼を申し上げる次第でございます。議員のみな様方におかれましてはそれぞれ今後の予定をお考えでございますけど、なお一層、玉城町の発展のためにお力添えをお願いいたしますとともにみな様方のご健康ご多幸を心からお祈りを申し上げますとお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林一則）定例会閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。去る2日より本日まで9月定例会をお世話になりました。真剣な審議のもと、本日ここに無事終了できましたことを厚くお礼を申し上げます。私ども、4年間の任期も残すところ20日余りと迫ってまいりました。最後まで責任を全うしたいとこのように考えるところでございます。なお、町当局におかれましては、町長始め管理職のみな様方には、熱心なる対応、また、ご指導ご鞭撻を賜ってまいりました。「だれもが安心して暮らせる ふるさと玉城」のまちづくりに今後も一層のお励みを賜りたいと思っておる次第です。4年間お世話になりましたことを厚くお礼申し上げまして、閉会の御礼の挨拶といたします。ご苦勞様でした。ありがとうございました。

（午前10時49分 散会）